

高松市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 市場関係事業者
 - 第1節 卸売業者（第2条—第12条）
 - 第2節 仲卸業者（第13条—第20条）
 - 第3節 売買参加者（第21条・第22条）
 - 第4節 買出人（第23条・第24条）
 - 第5節 関連事業者（第25条—第30条）
 - 第3章 売買取引及び決済の方法（第31条—第37条）
 - 第4章 物品の品質管理（第38条）
 - 第5章 市場施設の使用（第39条—第47条）
 - 第6章 監督（第48条—第50条）
 - 第7章 雑則（第51条・第52条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市公設花き地方卸売市場業務条例（平成27年高松市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（施設使用許可の申請）

第2条 条例第9条第3項に規定する申請書は、卸売業者施設使用許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、当該申請をする法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）登記事項証明書
- （2）定款
- （3）直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
- （4）事業計画書（様式第2号）

- (5) 役員名簿
- (6) 役員の住民票の写し
- (7) 誓約書(様式第3号)
- (8) 市税に滞納がないことの証明書

3 市長は、条例第9条第1項の許可をしようとする場合において必要があると認めるときは、市場関係事業者その他関係者の意見を聴くことができる。

(許可の条件等)

第3条 市長は、条例第9条第1項の許可に、同条第3項に規定する申請者が遵守事項を遵守することその他高松市公設花き地方卸売市場(以下「市場」という。)の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第9条第1項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

(許可の期間の更新)

第4条 条例第10条第2項の許可の期間の更新を受けようとする卸売業者は、当該許可の期間の満了する日の30日前までに卸売業者施設使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の許可の期間の更新については、前条の規定を準用する。

(欠格条項該当の届出)

第5条 卸売業者は、条例第11条第1項各号(第3号、第4号及び第8号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(純資産額)

第6条 条例第11条第2項の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とする。

(保証金の額)

第7条 条例第13条に規定する卸売業者の預託すべき保証金の額は、250万円とする。

(卸売担当者の選任の届出)

第8条 条例第16条第2項の規定による届出は、卸売担当者選任届出書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の届出書には、当該卸売担当者の履歴書を添付しなければならない。

(卸売担当者に係る変更等の届出)

第9条 条例第16条第3項の規定による届出は、卸売担当者を変更した場合(卸売担当者の解任に伴い新たに卸売担当者を選任した場合をいう。)にあつては卸売担当者に係る届出事項変更等届出書(様式第6号)及び新たに選任した者に係る卸売担当者選任届出書(様式第5号)によるものとし、卸売担当者を解任し、又は前条の卸売担当者選任届出書

(様式第5号)の記載事項に変更があった場合にあっては卸売担当者に係る届出事項変更等届出書(様式第6号)によるものとする。

2 前項に規定する卸売担当者を変更した場合における卸売担当者選任届出書については、前条第2項の規定を準用する。

(変更等の届出)

第10条 条例第17条の規定による届出は、卸売業者に係る変更等届出書(様式第7号)によるものとする。

2 卸売業者は、第2条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(事業報告書)

第11条 条例第18条第1項に規定する事業報告書は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)別記様式第2号に規定する事業報告書によるものとする。

(卸売業者の区別)

第12条 卸売業者の代表者、役員及びその使用人は、市場内で業務に従事するときは、その者であることが容易に判別できるよう一定の帽子を着用することその他の措置をとらなければならない。

第2節 仲卸業者

(施設使用許可の申請)

第13条 条例第21条第3項の規定による仲卸業者の施設使用許可の申請については、第2条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第9条第1項」とあるのは、「第21条第1項」と読み替えるものとする。

(許可の条件等)

第14条 市長は、条例第21条第1項の許可に、同条第3項に規定する申請者が遵守事項を遵守することその他市場の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第21条第1項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

(許可の期間の更新)

第15条 条例第22条第2項の許可の期間の更新については、第4条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「前条」とあるのは、「第14条」と読み替えるものとする。

(欠格条項該当の届出)

第16条 仲卸業者は、条例第23条各号(第3号、第4号及び第8号を除く。)のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(保証金の額)

第17条 条例第25条第1項に規定する仲卸業者の預託すべき保証金の額は、第45条に規定する使用料（仲卸業者市場使用料を除く。）の月額額の3倍に相当する額とする。

(変更等の届出)

第18条 条例第26条の規定による届出については、第10条第1項の規定を準用する。

2 第10条第2項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、同項中「第2条第2項第1号」とあるのは、「第13条において準用する第2条第2項第1号」と読み替えるものとする。

(業務状況報告書等の提出)

第19条 条例第27条に規定する規則で定める書類は、事業年度の末日現在における次に掲げる書類とする。

- (1) 業務状況報告書（様式第8号）
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 利益金処分書又は欠損金処理書
- (5) 役員名簿

(仲卸業者の区別)

第20条 仲卸業者の代表者、役員及びその使用人は、市場内で業務に従事するときは、その者であることが容易に判別できるよう一定の帽子を着用することその他の措置をとらなければならない。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第21条 条例第29条の規定による届出は、売買参加者届出書（様式第9号）によるものとし、卸売業者を経由して市長に届け出なければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書（法人にあっては、代表者の履歴書）（様式第10号）
- (2) 誓約書（様式第11号）
- (3) 卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類

(変更等の届出)

第22条 条例第30条の規定による届出は、売買参加者に係る届出事項変更等届出書（様式第12号）によるものとし、卸売業者を経由して市長に届け出なければならない。

2 売買参加者は、前条第2項第3号に掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第4節 買出人

(買出人の届出)

第23条 条例第31条の規定による届出については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「卸売業者」とあるのは「仲卸業者」と、同条第2項第3号中「卸売業者との間で締結した取引協定書の写し又は売買参加者で組織する協同組合に所属していることを証する書類」とあるのは「仲卸業者との取引に係る決済の方法を確認することのできる書類の写し」と読み替えるものとする。

(変更等の届出)

第24条 条例第32条の規定による届出については、第22条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「卸売業者」とあるのは、「仲卸業者」と読み替えるものとする。

- 2 第22条第2項の規定は、買出人について準用する。この場合において、同項中「前条第2項第3号」とあるのは、「第23条において読み替えて準用する第21条第2項第3号」と読み替えるものとする。

第5節 関連事業者

(施設使用許可の申請)

第25条 条例第33条第3項に規定する申請書は、関連事業者施設使用許可申請書(様式第13号)によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 条例第33条第3項に規定する申請者(以下この節において「申請者」という。)が法人である場合 当該法人に係る次のアからクまでに掲げる書類

ア 登記事項証明書

イ 定款

ウ 直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

エ 事業計画書

オ 役員名簿

カ 役員の住民票の写し

キ 誓約書(様式第14号)

ク 市税に滞納がないことの証明書

(2) 申請者が個人である場合 次のアからカまでに掲げる書類

ア 履歴書

イ 住民票の写し

ウ 資産調書

エ 事業計画書

オ 誓約書（様式第14号）

カ 市税に滞納がないことの証明書

（許可の条件等）

第26条 市長は、条例第33条第1項の許可に、申請者が遵守事項を遵守することその他市場の施設の適正な使用の確保に必要な条件を付することができる。

2 市長は、条例第33条第1項の許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び前項の規定により付した条件を変更することができる。

（許可の期間の更新）

第27条 条例第34条第2項の許可の期間の更新を受けようとする関連事業者は、当該許可の期間の満了する日の30日前までに関連事業者施設使用許可申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第25条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の許可の期間の更新については、前条の規定を準用する。

（欠格条項該当の届出）

第28条 関連事業者は、条例第35条各号（第4号及び第5号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を欠格条項該当届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（保証金の額）

第29条 条例第37条第1項に規定する関連事業者の預託すべき保証金の額は、第45条に規定する使用料の月額額の3倍に相当する額とする。

（変更等の届出）

第30条 条例第38条の規定による届出は、関連事業者に係る変更等届出書（様式第15号）によるものとする。

2 関連事業者は、第25条第2項第1号ア、イ及びオに掲げる書類の内容に変更があったときは、その旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

第3章 売買取引及び決済の方法

（仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の結果の届出）

第31条 条例第42条第1項の規定による届出は、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果届出書（様式第16号）により、当該卸売をした日の属する月の翌月の20日までに行うものとする。

（市場外にある物品の卸売に係る届出）

第32条 条例第43条第1項の規定による届出は、市場外保管施設届出書（様式第17号）によるものとする。

2 卸売業者は、前項の届出書の記載事項に変更があったとき、又は当該施設を使用しなくなったときは、速やかにその旨及びその内容を市長に届け出なければならない。この場合においては、同項の規定を準用する。

3 条例第43条第2項の規定による届出は、市場外卸売結果届出書（様式第18号）により、当該卸売をした日の属する月の翌月の20日までに行うものとする。

（販売原票等の作成）

第33条 卸売業者は、売買契約が成立したときは、取引内容を的確に把握することのできる販売原票を直ちに作成するとともに、売渡票を作成し、その相手方の買受人に交付しなければならない。

（卸売業者による売買取引の条件の公表）

第34条 条例第44条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1） 営業日及び営業時間

（2） 取扱品目

（3） 花き等の引渡しの方法

（4） 委託手数料その他の花き等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

（5） 花き等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（現金その他市長が適当と認める方法に限る。）

（6） 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

2 条例第44条第2項の規定による届出は、売買取引条件の公表内容の届出書（様式第19号）によるものとする。

（仲卸業者の卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売の結果の届出）

第35条 条例第45条第1項の規定による届出は、卸売業者以外の者からの販売の委託の引受け又は買付けに係る販売結果届出書（様式第20号）により、当該販売をした日の属する月の翌月の20日までに行うものとする。

（卸売予定数量等の報告）

第36条 条例第47条第1項の規定による報告は、卸売予定数量等報告書（様式第21号）により販売開始時刻までにしなければならない。

2 条例第47条第2項の規定による報告は、取扱高報告書（様式第22号）により販売終了後直ちにしなければならない。

3 条例第47条第3項の規定による報告は、品目別、産地別、日別月間卸売金額報告書（様式第23号）、種目別、日別月間売上高報告書（様式第24号）及び卸売方法別、日別月間売上高報告書（様式第25号）により行うものとする。

（卸売業者による卸売予定数量等の公表）

第37条 条例第48条第1項の規定による掲示は、販売開始時刻までにしなければならない

ない。

- 2 条例第48条第2項の規定による公表は、卸売場の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。
- 3 条例第48条第3項の規定による公表は、当該交付又は受領をした日の属する月の翌月の10日までに、委託手数料及び奨励金等の種類ごとに区分して、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

第4章 物品の品質管理

第38条 条例第51条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 卸売業者は、その卸売の業務に係る施設ごとに、当該施設に係る取扱品目及び設定温度（当該施設が温度管理機能を有する施設である場合に限る。）並びに物品の品質管理の責任者及びその責務を定めるとともに、当該責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこと。
- (2) 卸売業者は、前号の規定により物品の品質管理の責任者及びその責務を定めたときは、品質管理責任者に係る届出書（卸売業者用）（様式第26号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならないこと。当該届出書の記載事項に変更があったときも、同様とする。
- (3) 仲卸業者は、その仲卸の業務に係る施設ごとに、物品の品質管理の責任者を定めるとともに、当該責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならないこと。
- (4) 仲卸業者は、前号の規定により物品の品質管理の責任者を定めたときは、品質管理責任者に係る届出書（仲卸業者用）（様式第27号）を市長に提出しなければならないこと。当該届出書の記載事項に変更があったときも、同様とする。

第5章 市場施設の使用

（市場施設の使用申請等）

第39条 条例第52条第1項の規定により市場施設の使用許可を受けようとする者は、市場施設使用許可申請書（様式第28号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第52条第1項の規定による許可をした後でも、特に必要があると認めるときは、許可をした事項及び条例第76条の規定により付した条件を変更することができる。

（市場施設変更申請）

第40条 使用者は、条例第54条第1項の承認を受けようとするときは、市場施設変更承認申請書（様式第29号）に設計図書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 使用者は、市場施設備付け以外の看板、装飾等を設けようとするときは、市長の承認を

受けなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

3 市長は、条例第54条第1項の承認又は前項の承認（以下「変更承認」という。）をした後でも必要と認めるときは、変更承認に係る建築物等について、相当の指示をし、又は変更若しくは除去を命ずることができる。

4 変更承認又は前項の指示若しくは同項の規定による命令を受けた者は、工事しゅん工後遅滞なくしゅん工届（様式第30号）により市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、これを使用することができない。

（工事施行及び賠償の免責）

第41条 市長は、市場施設の改修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の場合において、使用者が工事施行のためやむを得ない損害を被ることがあっても、市長は、その賠償の責を負わない。

（施設の清掃等）

第42条 使用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理並びに消毒を行い、常に市場施設の清潔を保持しなければならない。

2 使用者は、常に商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。

（共同使用施設の清掃等）

第43条 2人以上共同して、市場施設を使用する場合は、その共同使用者は、当該施設を連帯して清掃し、又は消毒しなければならない。

2 前項に規定する共同使用者は、清掃又は消毒に関する責任者及び費用の負担方法その他必要な事項を定めて、市長に届け出なければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による清掃又は消毒に関して、その計画及び費用の分担を指定することができる。

（施設の修繕等の命令）

第44条 市長は、使用者が設置した施設又は器具が破損したとき、又は破損していない場合であっても市場の管理上特に必要があると認めるときは、その修繕又は除却を命ずることができる。

（使用料）

第45条 条例第59条第1項に規定する規則で定める使用料は、別表のとおりとする。

（使用料及び使用面積の計算方法）

第46条 前条の規定による使用料の算出において、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1平方メートルとして計算する。使用面積が1平方メートルに満たないときも同様とする。

2 条例第59条第5項の規定による日割計算の方法は、月額料金の額にその月において使用した日数を乗じて得た額を30で除するものとする。

(使用料の納期)

- 第47条 月額による使用料は、その月分(市場使用料にあつては前月分)を毎月25日(その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日)までに納付しなければならない。
- 2 月の中途において使用を完了するものに係る使用料は、使用完了の日に納付しなければならない。
- 3 月額により難いものに係る使用料は、その都度徴収する。

第6章 監督

(残高試算表の提出)

- 第48条 卸売業者は、毎月末日をもって残高試算表を作成し、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(検査員証)

- 第49条 条例第62条第2項に規定する証明書は、高松市公設花き地方卸売市場検査員証(様式第31号)によるものとする。

(改善措置命令に係る財務の指標)

- 第50条 条例第63条第1項及び第3項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
 - (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
 - (3) 連続する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合

第7章 雑則

(掲示事項)

- 第51条 市長は、次に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。その変更があつたときも、同様とする。
- (1) 条例第5条第2項の規定により、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととしたとき。
 - (2) 条例第6条第2項の規定により、販売開始時刻及び販売終了時刻を定め、又は変更したとき。
 - (3) 条例第40条第2項の規定により、売買取引の方法を指示したとき。
 - (4) 条例第46条第3項の規定により、物品の売買を差し止め、又は撤去を命じたとき。
 - (5) 条例第64条の規定に基づく処分があつたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が掲示する必要があると認めるとき。

(委任)

- 第52条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に高松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年高松市規則第13号）による改正前の高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和47年高松市規則第3号）の規定によりなされた手続その他の行為のうち、高松市中央卸売市場花き部に係るものについては、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成29年5月1日規則第35号）

この規則は、高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成29年高松市条例第19号）の施行の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第16号）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第24条、第58条並びに様式第1号、様式第6号、様式第8号から様式第11号まで、様式第18号及び様式第36号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第1号、様式第6号、様式第8号から様式第11号まで、様式第18号及び様式第36号に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 高松市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和2年高松市条例第18号。以下「改正条例」という。）附則第4項後段の規定の適用を受ける者に係る欠格条項該当の届出及び業務状況報告書等の提出については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の高松市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（以下「旧規則」という。）第14条第3項及び第20条第1項の規定により交付されている仲卸場立人の帽子及び記章並びに売買参加者場立人の記章については、市長が指定する日までに市長に返還しなければならない。
- 4 改正条例による改正後の高松市公設花き地方卸売市場業務条例（平成27年高松市条例第2号）第44条第1項の規定による公表をしようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の高松市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（以下「新規則」という。）第34条第2項及び様式第19号の規定の例により同条例第44条第2項の届出を行うことができる。

- 5 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりなされた手続その他の行為であって、新規則の規定に相当する規定があるものは、新規則の相当の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第45条関係）

種別	使用料
卸売業者市場使用料	卸売金額につきその額の1,000分の3に相当する額
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき月額134円
仲卸業者市場使用料	売上金額につきその額の1,000分の3に相当する額
仲卸業者売場使用料	1平方メートルにつき月額1,101円
関連事業者売場使用料	1平方メートルにつき月額1,468円
買荷保管所又は買荷積込所使用料	1平方メートルにつき月額428円
業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額819円
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額489円
定温保管施設使用料	1平方メートルにつき月額1,197円
土地使用料	1平方メートルにつき月額61円
駐車場使用料	月額1台当たり1,836円

備考

- 1 この表において「売上金額」とは、消費税額及び地方消費税額を含まない売上金額をいう。
- 2 使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。